

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる 保険料の過大・過小徴収について

平成28年12月27日付けで厚生労働省保険局高齢者医療課から、後期高齢者医療制度発足（平成20年）以来、後期高齢者医療広域連合の電算処理システム（標準システム）の設定に誤り（※）があり、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたとの報告がありました。

対象となる方は、下記のいずれの条件も満たす方となります。

※保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していたこと。

- ①世帯主、本人または本人以外の被保険者である世帯員が青色事業専従者給与を支払っている、または、年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者である方。
- ②本人が、後期高齢者医療制度の加入の直前に、被用者保険の被扶養者でなかった方。
- ③軽減判定所得を再計算した結果、均等割軽減区分が変更となる方。

今後の対応

対象となる方には、平成29年4月頃から、「保険料額変更決定通知書」を送付します。

納付済みの保険料が過小となっている方に対しては「納付書」も併せて送付しますので、個別の事情を伺いながら、ご理解いただいたうえで本来納付すべき保険料との差額分を「納付書」により納付していただくこととなります。

また、納付済みの保険料が過大となっている方に対しては、「還付通知書・振込依頼書」を送付します。還付は、平成29年6月頃からは行います。

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：金沢、大畑

佐井村住民提案型事業募集!! ～あなたのおもいをむらづくりにいかしませんか？

住民のみなさんが日頃から考えている、地域資源をいかしたコミュニティ事業や、地域活動の活性化、地域課題の解決に向けた取り組みに対して、経費の一部を助成します。

【対象となる事業】

地域の生活安全活動および環境整備、施設の維持補修など
地域活動の活性化を目的とした調査研究、講演会およびイベントの開催など
団体の活性化を目的とした調査研究、研修、試験事業など
住民および団体などが協働して行うイベントなど

【対象とする経費および助成額】

対象経費：講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、備品購入費、委託費など

※ただし、団体の経常的活動経費、構成員の飲食や親睦経費、事業の大部分が備品購入費や委託費の場合は対象外とします。

助成額：最高20万円（全体事業費の4／5以内）

【対象団体】

地域および行政連絡員を単位とした地区会、町内会、村内に住所を有している産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど

【受付期間】

4月3日(月)から5月12日(金)まで

【その他】

申込必要書類は、住民提案型事業審査申込書・事業概要がわかる書類（図面、予算、写真など）です。詳細については、担当までお問合せください。

【お問合せ】 総合戦略課 企画政策係 担当：東出